

協発第250314-03号
令和7年3月14日

一般社団法人日本総合健診医学会
理事長 西崎 泰弘 様

全国健康保険協会
理事長 北川 博康



保健事業の協力依頼について

日頃より、全国健康保険協会（以下「協会」という。）の事業運営に特段のご配慮ご理解及びご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

協会では、医療保険者として加入者の健康保持・増進を図るために、特定健診・特定保健指導等の保健事業を実施しているところです。

特定健診は、特定保健指導対象者等を抽出するためのスクリーニングであり、特定保健指導によって生活習慣の改善を促すことが保険者の責務であると考えておりますが、これらを着実に実施するためには、健診機関の協力が必要不可欠です。

また、協会では年齢や性別による健康課題に対する健診の選択肢の拡大と、より一層の健康意識の醸成及び実施率の向上を図るため、令和8年度から人間ドック健診に対する費用補助や生活習慣病予防健診の対象年齢拡大等、新たな施策を開始します。

つきましては、以下について趣旨をご理解いただき、貴会会員へ周知いただきますようお願いいたします。

1. 生活習慣病予防健診における付加健診対象年齢の拡大等

付加健診は、腹部超音波検査や眼底検査等を含み、生活習慣病予防健診の一般健診と同時にご利用いただくことで、より一層充実した健診となります。令和6年度から、付加健診について、従来の40歳、50歳に加え、45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象年齢に追加しています。

また、健診実施率の向上のため、令和5年度から生活習慣病予防健診等の自己負担を大幅に軽減しております。ひとりでも多くの方に受診していただくため、協会加入者や事業主等から協会の健診以外の申し込みを受けた際には、生活習慣病予防健診の利用をご案内していただきますようお願いいたします。

2. 健診当日の特定保健指導及び受診勧奨の実施

健診当日に特定保健指導の初回面談を実施することは、加入者の利便性の向上に加え、健康意識が高まっている機会に働きかけを行うことができるため、生活習慣の改善効果がより一層期待できます。現在、特定保健指導を委託している健診機関における健診当日の初回面談実施率は約19%に留まっており、さらに底上げを図っていきたいと考えておりますので、健診当日の特定保健指導の実施に努めていただきますようお願いいたします。

また、医療機関への受診が必要な方に対しては、血压等健診当日に把握できる項目については医師や看護職等から口頭により受診勧奨を行っていただくほか、健診結果通知の際、受診勧奨文書の同封をいただくよう、お願いいたします。

3. 人間ドック健診に対する費用補助の開始等について

令和8年度から新たに人間ドック健診に対する費用補助（25,000円）や若年者（20歳、25歳、30歳）に対する生活習慣病予防健診を開始する予定です。人間ドック健診実施機関の選定条件として、健診当日における特定保健指導（初回面談）の実施体制を有することのほか、協会が指定する健診関係団体から健診機能評価等の認定を受けている必要があります。

既に協会各支部から健診機関に対して人間ドック健診に関する案内を随時実施しているところですが、加入者の受診機会の確保のため、貴会におかれましても、会員健診機関に対する周知にご協力をいただきますよう、お願いいたします。

4. 第4期特定健診・特定保健指導見直しに伴うシステム等の点検と対応について

昨年の協力依頼文（協発第240318-01号）において記載したとおり、第4期特定健診・特定保健指導の見直しに伴うシステム改修等による、健診結果データ誤り等の発生防止に向けた点検を実施いたしました。協会から生活習慣病予防健診の実施機関に対して、令和6年度に健診機関から協会に報告された健診結果データを提供し、健診機関の改修後システムに収録されたデータとの整合性について点検いただいたところ、約1割の健診機関で健診結果データに誤りがあることが確認されました。

発生原因は、システム改修時の認識誤りやテストの不徹底による設定誤り、健診システムに手入力する際の入力誤りが主な原因であり、これらについては各支部から健診機関に対して注意喚起を行う予定ですので、貴会においても会員健診機関への注意喚起をお願いいたします。